「木の文化都市・金沢」ロゴマークの使用について

制定 令和６年11月25日決定

１．趣旨

この規程は、別紙に示す「木の文化都市・金沢」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

２．使用方法

ロゴマークの使用方法は、別紙（ロゴマーク使用マニュアル）のとおりとする。

３．権利

（1）ロゴマークの権利は、金沢市が所有する。

（2）ロゴマークと誤認される類似の文字及び図形を使用してはならない。

４．使用

ロゴマークを使用する場合は、「木の文化都市・金沢」ロゴマーク使用計画書（様式第１号）を金沢市に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく使用するときはこの限りではない。

⑴ 国及び地方公共団体が、本事業の普及活動を行うとき。

⑵ 報道機関が本事業の報道及び広報の目的で使用するとき。

⑶ その他、市長が使用を適当と認めたとき。

５．使用の制限

次のいずれかに該当する場合は、名称及びロゴマークを使用することはできない。

⑴ 金沢市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

⑵ 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。

⑶ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

⑷ 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

⑸ ロゴマークの使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認を与え、又は与えるおそれがあるとき。

⑹ その他、市長が使用を認めることが適当でないと判断するとき。

６．使用料

ロゴマークの使用料は無料とする。

７．使用の中止

（1）ロゴマークの使用が本規程に違反していると認められる場合、市長はその使用の中止を求めることができる。

（2）使用を取り止めた者又は第三者に損害が生じても、金沢市は一切その責めを負わないものとする。

８．事故、苦情の処理

（1）ロゴマークを使用した者の商品等又はサービスに係る事故、苦情、損害（以下「事故等」という。）が発生した場合は、ロゴマークの使用者が、使用者の責任の下に処理しなければならない。

（2）前項に規定する事故等について、金沢市は一切その責めを負わないものとする。

９．報告

市長は、ロゴマークの使用者に対し、その使用に関して必要と認められる場合には、使用状況等の報告を求めることができる。

附則

この規程は、令和6年11月25日から施行する。